

秋のこどもまんなか月間 +

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です。



子どもの虐待防止推進

子どもの心や体に大きな傷を与え、時には命にも関わる「児童虐待」は、子どもの権利を奪かず行為です。

県内児童相談所への虐待相談件数は、年々増加しています。

子どもをまんなかにおいて、笑顔を守るために、周囲の人たちがいち早く親子の不調やSOSサインに気づき、手を差し伸べることが大切です。

児童虐待とは

殴る・蹴るなどの身体的虐待だけでなく、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待があります。

ネグレクト

- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 家に閉じこめる
- 車内に放置する
- 重い病気になっても、病院に連れて行かないなど



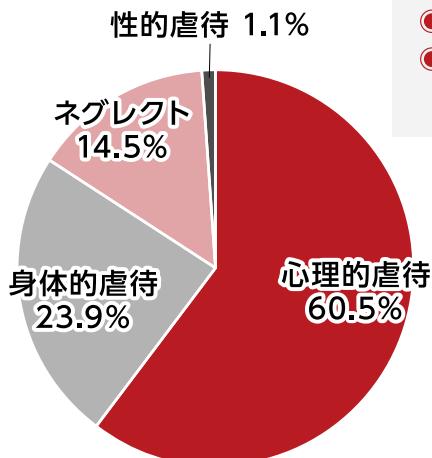
身体的虐待

- 殴る、蹴る
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞めるなど



児童虐待種類別割合

*令和4年度県内児童相談所



性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- 性器を触る・触らせる
- ポルノグラフィの被写体にするなど



心理的虐待

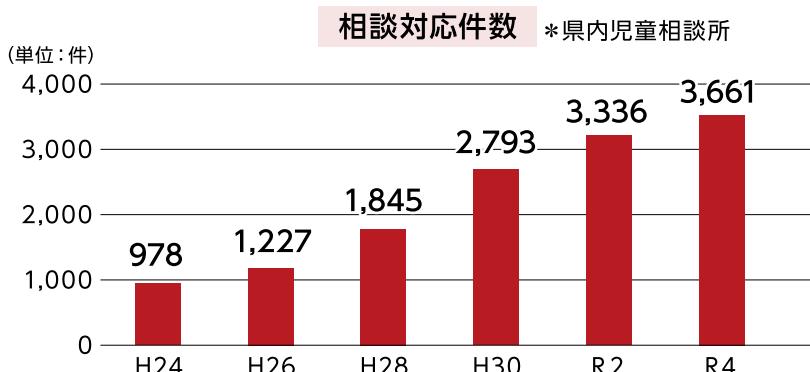
- 言葉による脅しや無視
- きょうだい間の差別
- 子どもの目の前で、家族に暴力をふるう
- 夫婦喧嘩を見せる（面前DV）など



「しつけ」とは、子どもの人権を大切にし、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなどを育むことをいいます。

「しつけ」を名目にした子どもへの虐待は、法律で禁止されています。

児童虐待の相談件数は年々増加しています



10年前と比べ、3倍以上の虐待相談が寄せられています。

**【令和4年度】
3,661件
(過去最多件数)**